

幸手市訓令第16号

幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事総合評価入札審査会設置要綱を次のように定める。

平成25年10月18日

幸手市長 渡辺邦夫

幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良 工事総合評価入札審査会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 幸手市が発注する幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事（以下「改良工事」という。）を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が幸手市にとって最も適切なものをもって落札者を決定する方式（以下「総合評価入札」という。）で実施するに当たり、必要な事項を審議するため、幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事総合評価入札審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事務は、次に掲げる審査等を行い、市長に報告するものとする。

- (1) 改良工事の発注手続に係る入札説明書類の審査
- (2) 改良工事の総合評価入札の参加資格要件の審査
- (3) 改良工事の総合評価入札の落札者決定基準の審査
- (4) 改良工事の総合評価入札の参加資格の審査
- (5) 改良工事の総合評価入札の入札書及び技術提案書（提案内容に関するヒアリング、改善指示及び定量化審査を含む。）の審査
- (6) 改良工事の総合評価入札の技術提案仕様書及び要求水準書の審査
- (7) 改良工事の総合評価入札の入札書及び技術提案書の特定

(組織)

第3条 審査会は、次の各号のうちから選任された者を市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 副市長

- (2) 総務部長
- (3) 市民生活部長
- (4) 学識経験者

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長の職にある者を、副委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事項の審査等が終了する日までとする。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明の聴取又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会に関する庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。